



肥料価格高騰対策のごあんない



～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、
化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の**肥料費**を支援します。(令和4年度農林水産省補助事業)

(農業者からの申請期限は農協各統括本部にご確認ください。)

支援の対象となる肥料



令和4年6月から申請時まで購入した肥料、および申請時に令和5年5月までに購入することが確実な肥料(本年秋肥と来年春肥として使用する肥料)

ただし、「購入することが確実な肥料」については申請時に販売証明書等が必要となりますので、農協の肥料の予約注文書は令和5年1月上旬(予約注文書に記載された提出期日)までに提出(注文)していただく必要があります。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その**約7割**を支援金として交付します。

なお、山口県では1,000円未満を切り捨てた金額で申請してください。

支援金 =

$$\left[\text{当年の肥料費} - \left(\frac{\text{当年の肥料費}}{\left(\frac{\text{統計データを基に決定}}{\left(\frac{\text{価格上昇率}}{\left(\frac{\text{使用量低減率}}{0.9} \right)} \right)} \right)} \right) \right] \times 0.7$$

秋肥の価格上昇率は1.4とされました。(10月6日)

申請に必要なもの

- 1 申請される肥料(支援の対象となる肥料)の購入価格がわかるもの(注文票など)
〔本年秋肥と来年春肥は、それぞれをまとめて、別々に申請してください。注文票のほか、領収書または請求書が必要です。〕
- 2 化学肥料低減に向けた取組に**2つ以上**取り組むこと
(次のページのチェックシートで申告していただきます。)
- 3 農産物を販売していることがわかる資料 他



化学肥料低減計画書

作付概要

作物名	作付面積 (ha)
その他	
計	

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに○を記入してください。

- 2つ以上に○が付けばOKです。
- これまで既に取り組んでいるものもカウントできます(その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。)

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	◎
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		

申請される農業者の方は

◎事業申請時に

化学肥料低減計画書に加え、肥料の注文書等、農産物出荷伝票、振込口座の写し等が必要となります。

◎事業実績(令和6年5月末)には取組メニューを実施したことが分かる書類等を提出いただきます。

◎また、施肥管理記録等も5年間保管いただきます。

私は、本事業を申請するにあたり、以下のことを、確約します。

令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

虚偽の申請及び取組メニューを実施していなかった場合は、支援金を返還します。

※返還にあたっては、支援金の返還に要する費用も含めます。

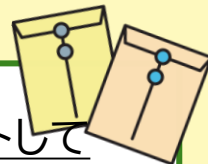
★チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署)

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

申請方法

購入されている肥料の購入先に相談し、申請手続きをスタートしてください。



- ・農協や肥料販売店などでまとめて5戸以上の販売農家グループ(以下「取組実施者」)を作り申請していただきます。
- ・品目によっては事業実施主体が認める県域組織を「取組実施者」とする場合があります。

スケジュール

今後のスケジュールは、概ね以下のとおりです。

令和4年10月

県段階の組織(申請窓口)の体制づくり
事業説明会

令和4年11月14日～

取組実施者からの申請(秋肥・春肥両方)
※秋肥のみ支援金をお急ぎの方(12月20日まで申請)

令和5年1月頃～

取組実施者への支援金の交付
(秋肥のみ急ぐ方のみ)

令和5年2月15日まで

取組実施者からの申請期限(期限厳守)

令和5年3月頃～

取組実施者への支援金の交付(秋肥・春肥分)

令和6年5月末までに取組メニューの実績書(実施内容の証明等)を提出
※令和5年11月10日までに取組を終了した場合は、令和5年11月末までに提出。

Q&A

問 い



答 え



①

化学肥料が足りなくなるということを聞いたのですが。

- ・ 肥料メーカーや輸入事業者の皆様のご努力により**当面必要な肥料原料は確保**されています。
- ・ 今後も、調達状況を注視して、肥料の安定供給に取り組んでまいります。

問 い

答 え

② 化学肥料の使用量を実際に2割減らすことが支援の要件ですか。



・ 化学肥料の2割低減に向けて、**取組メニューのうち2つ以上**行っていたら支援対象となります。



③ 既に化学肥料の低減に取り組んでいるため、更に低減することは難しい。

・ **既に取り組んでいるものもカウント**します。
・ その際は、既に行っている取組の拡大や改善で良いので、**新たな取組みを1つ以上**行ってください。

④ 低減に向けた取組をしたいが、準備が必要なのですぐには行えない。

・ 本年に取り組めない場合は、**来年に取り組んで**いただければ結構です。
・ 国内資源の利用など体制整備に時間を要する取組は、**期間内に取り組んで**いただければ結構です。

⑤ いつ頃までに申請すれば良いですか。また、いつ頃支援を受けられますか。

・ 基本的に秋肥、春肥まとめて申請してください。申込期限については申請先にご確認ください。
・ 令和5年3月に支払いを予定しています。(秋肥について、支援金をお急ぎの方は12月20日までに申請いただければ、年明け後早めに支払えるようにします。)
・ **取組実施者から各農家への支援金の振込に際しては手数料が支援金から差し引かれます。**

⑥ 領収書の提出が間に合わない場合はどうすれば良いですか。

・ **領収書**が間に合わない場合は、肥料販売者が発行する**販売証明書等**を提出いただければ、支援金をお支払いすることができます。
・ 肥料を購入した農協や販売店に御相談ください。

【対策事業に関する問い合わせ先】

山口県地域農業戦略推進協議会
山口県農業振興課

083-973-2215
083-933-3366